

千葉県拠点障害者歯科医療機関指定要綱（案）

第1 目的

この要綱は、「第2次千葉県歯・口腔保健計画」に基づき、障害者等、一般の歯科診療所では診療に困難を伴う者も受入可能な拠点的な歯科医療機関を「千葉県拠点障害者歯科医療機関（以下「拠点歯科医療機関」という。）」として指定するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において拠点歯科医療機関とは、第3により、千葉県知事（以下「知事」という。）が指定した医療機関をいう。

第3 指定等

1 知事は、千葉県内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する歯科病院又は歯科診療所から、以下の要件をすべて満たすものについて、拠点歯科医療機関として指定する。

- (1) 指定を受けようとする歯科病院又は歯科診療所の開設者（以下「開設者」という。）が別途定める「千葉県拠点障害者歯科医療機関指定申請書」を知事に提出していること。
- (2) 診療に困難を伴う障害者などの患者を受け入れるのに十分な診療体制が整備されていること。
- (3) 全身麻酔及び静脈麻酔等による歯科治療を実施していること。
- (4) 障害者等、治療に困難を伴う患者を診療した実績が充分にあること。
- (5) 「千葉県歯・口腔保健審議会 歯科保健事業専門部会」の意見を踏まえ、千葉県が拠点歯科医療機関として指定することを適当と認めたこと。

2 知事は、指定を行った場合、別途定める「千葉県拠点障害者歯科医療機関指定通知書」により、開設者に対しその旨を通知する。

3 知事は、拠点歯科医療機関が指定要件を満たさなくなると判断されるとき、又は開設者から申し出があったときは、指定を取り消すことができる。

4 開設者は、毎年度末までに、別途指定する様式により歯科診療の実施状況等について知事に報告しなければならない。

第4 拠点病院の責務

1 千葉県ホームページの「ちば医療ナビ」への登録など、県民に対して診療機能、診療実績等の情報を公開すること。

2 千葉県が実施する歯科保健対策事業について積極的に協力すること。

附則

この要綱は、平成31年 月 日より施行する。

【千葉県拠点障害者歯科医療機関指定申請書】

年 月 日

千葉県知事 様

医療機関名

所在地

代表者名

千葉県拠点障害者歯科医療機関の指定について（申請）

このことについて、千葉県拠点障害者歯科医療機関の新規指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、指定を受けた後は、千葉県拠点歯科医療機関指定要綱の規定を順守するとともに、地域の障害者歯科医療の拠点機関として、診療に困難を伴う者の歯科医療の充実に努めます。

記

関係書類一覧

- 1 様式1「連絡先一覧表」
- 2 様式2「施設概要報告書」
- 3 申請医療機関で作成した施設の概要についてのリーフレット等

(様式1)

<連絡先一覧表>

医療機関名	
担当者名	(職)
部署名	
電話	(直通・代表)
FAX	
e-mail	

施設概要報告書

(1) 施設名称

--

(2) 所在地等

郵便番号	
所在地	
電話番号(代表)	
FAX番号(代表)	
E-mail(代表)	
HPアドレス	

(3) 開設

開設者	
開設年月日	

(4) アクセス情報

鉄道	(駅から 徒歩 分)
バス	(駅から 徒歩 分)
高速道路の最寄りインターチェンジ	(インターから 分)
駐車場	台

(5) 面積等

土地	m ²
建物	m ²
建物の構造	(木造・RC 階建)

(6) 診療時間

休診日	
診療時間	

(7) 設備

※歯科診療に使用可能なもの

ユニット数	ユニット
エレベーター	有 無
車椅子の利用	可 不可
ストレッチャーの利用	可 不可
ベット（病床）数	床
その他	(ベットが無い場合、麻酔による治療時に代替可能な設備等があれば記載)

(8) 対応可能な診療

障害者	可	不可
障害児	可	不可
全身疾患	可	不可
要介護	可	不可
摂食	可	不可
笑気鎮静法	可	不可
静脈鎮静法	可	不可
全身麻酔	可	不可
口腔外科	可	不可
修復・補綴治療	可	不可
インプラント	可	不可
その他		
障害者対応専門の診療科がある場合その名称		科

(9) 人員体制

※原則として歯科診療に関係する者 (月 日現在)

医師	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
うち麻酔医	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
	備考： ※他の病院などから定期的に派遣されている場合その状況				
歯科医師	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
うち歯科麻酔専門医 ^{※1}	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
うち障害者歯科認定医 ^{※2}	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
うち指導医 ^{※2}	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
認定医の氏名					
歯科衛生士	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)

うち認定歯科衛生士 ^{※2} (障害者歯科)	人	非常勤	人	(常勤換算)
うち指導歯科衛生士 ^{※2}	常勤	人	非常勤	人 (常勤換算)
認定歯科衛生士の氏名				
歯科技工士	常勤	人	非常勤	人 (常勤換算)
看護師・准看護師	常勤	人	非常勤	人 (常勤換算)
うち摂食・嚥下障害看護 認定看護師 ^{※3}	常勤	人	非常勤	人 (常勤換算)
言語聴覚士	常勤	人	非常勤	人 (常勤換算)
作業療法士・理学療法士	常勤	人	非常勤	人 (常勤換算)
総職員数 (事務職含む)	人			

※1 (一社) 日本歯科麻酔学会による

※2 (一社) 日本障害者歯科学会による

※3 (公社) 日本看護協会による

(10) 他の診療科との連携状況

内 科	同一医療機関内	その他
	機関名及び診療科名	
小 児 科	同一医療機関内	その他
	機関名及び診療科名	
外 科	同一医療機関内	その他
	機関名及び診療科名	
そ の 他 の 診 療 科	同一医療機関内	その他
	機関名及び診療科名	

※連携先が他の機関になる場合には連携先との協定内容等を占めず文書を添付すること

(11) 患者数・歯科診療件数の状況

歯科診療実施件数	平成30年	件
	平成29年	件
	平成28年	件
うち障害者加算に該当するもの	平成30年	件
	平成29年	件
	平成28年	件
うち全身麻酔実施件数	平成30年	件
	平成29年	件
	平成28年	件
うち静脈麻酔実施件数	平成30年	件
	平成29年	件
	平成28年	件
うち鎮静法実施件数	平成30年	件
	平成29年	件
	平成28年	件
年間新入院患者数 ^{※4} (平成30年1月1日～12月31日)	人	

※4 新入院延べ患者数は、例えば同一患者が同月中に2度入院した場合2回と計上する。入院した患者が当日退院、又は死亡した場合も計上する。

健支第 号

千葉県拠点障害者歯科医療機関
指定通知書

(医療機関名)

千葉県拠点障害者歯科医療機関指定要綱
に基づき、「千葉県拠点障害者歯科医療機関」
として指定する。

平成 年 月 日

千葉県知事

印

千葉県拠点障害者歯科医療機関 施設現況報告書

平成 年 日

千葉県知事 様

医療機関名

所在地

代表者名

印

千葉県拠点障害者歯科医療機関設置要綱第3の4の定めに基づき、下記のとおり報告します。

(1) 施設名称

--

(2) 所在地等

郵便番号	
所在地	
電話番号（代表）	
FAX番号（代表）	
E-mail（代表）	
HPアドレス	

(3) 診療時間

休診日	
診療時間	

(4) 設備

※歯科診療に使用可能なもの

ユニット数	ユニット
エレベーター	有 無
車椅子の利用	可 不可
ストレッチャーの利用	可 不可
ベット（病床）数	床
その他	(ベットが無い場合、麻酔による治療時に代替可能な設備等があれば記載)

(5) 対応可能な診療

障害者	可	不可
障害児	可	不可
全身疾患	可	不可
要介護	可	不可
摂食	可	不可
笑気鎮静法	可	不可
静脈鎮静法	可	不可
全身麻酔	可	不可
口腔外科	可	不可
修復・補綴治療	可	不可
インプラント	可	不可
その他		
障害者対応専門の診療科がある場合その名称		科

(6) 人員体制

※原則として歯科診療に関係する者

(年 月 日現在)

医師	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
うち麻酔医	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
	備考： ※他の病院などから定期的に派遣されている場合その状況				
歯科医師	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
うち歯科麻酔専門医 ^{※1}	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
うち障害者歯科認定医 ^{※2}	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
うち指導医 ^{※2}	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
認定医の氏名					
歯科衛生士	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
うち認定歯科衛生士 ^{※2} (障害者歯科)	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
うち指導歯科衛生士 ^{※2}	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
認定歯科衛生士の氏名					
歯科技工士	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
看護師・准看護師	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
うち摂食・嚥下障害看護 認定看護師 ^{※3}	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)

言語聴覚士	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
作業療法士・理学療法士	常勤	人	非常勤	人	(常勤換算)
総職員数 (事務職含む)	人				

- ※1 (一社) 日本歯科麻酔学会による
 ※2 (一社) 日本障害者歯科学会による
 ※3 (公社) 日本看護協会による

(7) 他の診療科との連携状況

内 科	同一医療機関内	その他
	機関名及び診療科名	
小 児 科	同一医療機関内	その他
	機関名及び診療科名	
外 科	同一医療機関内	その他
	機関名及び診療科名	
そ の 他 の 診 療 科	同一医療機関内	その他
	機関名及び診療科名	

(8) 患者数・歯科診療件数の状況

(年分)

歯科診療実施件数	件
うち障害者加算に該当するもの	件
うち全身麻酔実施件数	件
うち静脈麻酔実施件数	件
うち鎮静法実施件数	件
年間新入院患者数 ^{※4}	人

※4 新入院延べ患者数は、例えば同一患者が同月中に2度入院した場合2回と計上する。入院した患者が当日退院、又は死亡した場合も計上する。